

(旧)  
審査基準

所管局：健康福祉局

課等名称 (経由機関)	生活衛生課 (各区生活衛生課)			
許認可等事項名	・墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可 ・墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可	・墓地内の墳墓を設ける区域又は墳墓の数の変更の許可	・墓地等の構造設備基準等の適合確認	・墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可
根拠法令	墓地、埋葬等に関する法律	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例		墓地、埋葬等に関する法律
根拠条項	10-1、10-2	5-1	13-1	10-2
審査基準	<p>1 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第7条第2項で規定する活動の実態とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした活動をしていることとする。</p> <p>2 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条については、次の構造基準を満たすこと。</p> <p>(1) 共通 (第10条)</p> <p>墓地の構造設備のうち、墳墓区域、緑地、駐車場、管理事務所、給水設備、ごみ集積設備及び便所は、公道等で分断されていない墓地区域内に設置すること。</p> <p>(2) 接道 (第10条第4号)</p> <p>ア 墓地の駐車場の出入口が、幅員4.5m以上の道路に接している部分から、幅員4.5m以上で車両の通り抜けが可能な道路が2以上ある交差点に至るまでの区間においても、4.5m以上の幅員を有していること。</p> <p>イ 道水路等境界調査により、公道として道路用地が確定しており、かつ有効幅員が4.5m以上であること。</p> <p>ウ 有効幅員は、道路の境界線間の水平距離のうち、最短の部分を行い、側溝 (側溝の外法まで) の幅員を含む。なお、U型側溝で蓋掛け (厚蓋) がされていない場合は、側溝の部分は有効幅員に含めない。</p>		横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条から第12条まで。	墓地及び納骨堂の廃止にあっては、改葬が終了していること又は改葬が必要ないと認められること。

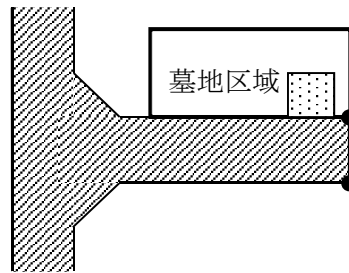
<p>審査基準</p>	<p>(3) 通路（第10条第5条）  芝生及び小石の敷設による通路の場合は、敷地勾配及び有孔管の埋設等により、雨水が滞留しないような構造設備とすること。</p> <p>(4) 排水施設（第10条第6号）  ア 雨水流出抑制施設については、横浜市開発事業の調整等に関する条例の審査基準に適合すること。  イ 排水施設については、都市計画法に基づく開発許可の基準の「排水施設の技術基準」に適合すること。</p> <p>(5) 管理事務所（第10条第7号）  墓地、埋葬等に関する法律第15条に規定する図面等の管理及び閲覧に支障ないよう事務所等を設置すること。</p> <p>3 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第9条。  ただし、第9条第2号については、次表の換算値により異なる区分の樹木で代替えすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="371 1137 1032 1529"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>換算値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さが1m未満の樹木</td> <td>25本で高木1本分</td> </tr> <tr> <td>高さが1m以上3m未満の樹木</td> <td>5本で高木1本分</td> </tr> <tr> <td>高さが3m以上の樹木（この表において「高木」という。）</td> <td>1本（基礎単位）</td> </tr> <tr> <td>高さ5m以上、目通り周30cm以上の樹木</td> <td>1本で高木2本分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	換算値	高さが1m未満の樹木	25本で高木1本分	高さが1m以上3m未満の樹木	5本で高木1本分	高さが3m以上の樹木（この表において「高木」という。）	1本（基礎単位）	高さ5m以上、目通り周30cm以上の樹木	1本で高木2本分		
	区 分	換算値											
高さが1m未満の樹木	25本で高木1本分												
高さが1m以上3m未満の樹木	5本で高木1本分												
高さが3m以上の樹木（この表において「高木」という。）	1本（基礎単位）												
高さ5m以上、目通り周30cm以上の樹木	1本で高木2本分												
<p>設定等区分</p>													

1 (2) 接道(第10条第4号)ア には、駐車場の出入口が接する道路が墓地区域に接する部分すべてについても幅員4.5m以上に拡幅整備するよう努めること。(【例】1、2)

2 墓地区域が幅員4.5メートル未満の道路法(昭和27年法律第180号)による道路に接する場合にあっては、その接する部分に沿って、当該道路の中心線からの水平距離が2.25メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うよう努めること。(【例】3)

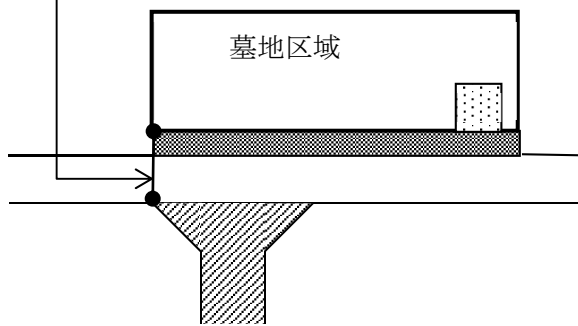
【例】

1

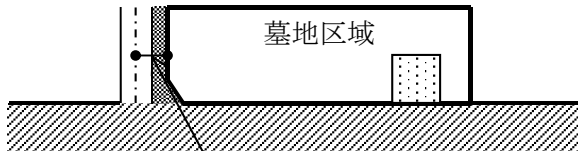


2

幅員4.5m以上確保



3



道路の中心から2.25mセットバック

【凡例】

□ 墓地区域

▨ 駐車場

▩ 拡幅整備区間

□ 幅員4.5m未満の道路法の道路\*

▨ 幅員4.5m以上の道路法の道路\*

(\* 道路法第3条第2号から第4号までに規定する道路)

備考

3 墓地に設置する管理事務所、納骨堂及び火葬場の建物は、当該墓地、納骨堂及び火葬場の経営者が自ら所有する建物であること。

4 納骨堂とは、個別の納骨設備を参拝できる形態を有し、かつその高さがおおむね1.4メートル以上であるものとする。

【注 意】

都市計画法の開発許可が必要な墓地は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の基準に加えて、都市計画法及び「開発事業の調整等に関する条例」第3章の基準が適用されます。

(新)  
審査基準

所管局：医療局

課 等 名 称 (経由機関)	生活衛生課 (各区生活衛生課)			
許認可等事項名	・墓地、納骨堂又は火葬場の経営等の許可 ・墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設の変更の許可	・墓地内の墳墓を設ける区域又は墳墓の数の変更の許可	・墓地等の構造設備基準等の適合確認	・墓地、納骨堂又は火葬場の廃止の許可
根 拠 法 令	墓地、埋葬等に関する法律	横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例		墓地、埋葬等に関する法律
根 拠 条 項	10-1、10-2	5-1	13-1	10-2
審 査 基 準	<p>1 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第7条第2項で規定する活動の実態とは、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とした活動をしていることとする。</p> <p>2 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第10条については、次の構造基準を満たすこと。</p> <p>(1) 共通 (第10条)</p> <p>墓地の構造設備のうち、墳墓区域、緑地、駐車場、管理事務所、給水設備、ごみ集積設備及び便所は、公道等で分断されていない墓地区域内に設置すること。</p> <p>(2) 接道 (第10条第4号)</p> <p>ア 墓地の駐車場の出入口が、幅員4.5m以上の道路に接している部分から、幅員4.5m以上で車両の通り抜けが可能な道路が2以上ある交差点に至るまでの区間においても、4.5m以上の幅員を有していること。</p> <p>イ 道水路等境界調査により、公道として道路用地が確定しており、かつ有効幅員が4.5m以上であること。</p> <p>ウ 有効幅員は、道路の境界線間の水平距離のうち、最短の部分を行い、側溝 (側溝の外法まで) の幅員を含む。なお、U型側溝で蓋掛け (厚蓋) がされていない場合は、側溝の部分は有効幅員に含めない。</p>		横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例第8条から第12条まで。	墓地及び納骨堂の廃止にあつては、改葬が終了していること又は改葬が必要ないと認められること。

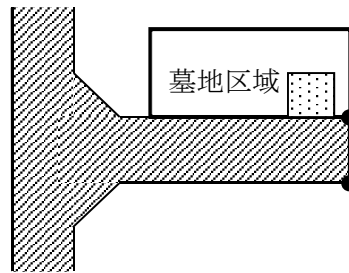
<p>審査基準</p>	<p>(3) 通路（第10条第5条） 芝生及び小石の敷設による通路の場合は、敷地勾配及び有孔管の埋設等により、雨水が滞留しないような構造設備とすること。</p> <p>(4) 排水施設（第10条第6号） ア 雨水流出抑制施設については、横浜市開発事業の調整等に関する条例の審査基準に適合すること。 イ 排水施設については、都市計画法に基づく開発許可の基準の「排水施設の技術基準」に適合すること。</p> <p>(5) 管理事務所（第10条第7号） 墓地、埋葬等に関する法律第15条に規定する図面等の管理及び閲覧に支障ないよう事務所等を設置すること。</p> <p>3 横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例等施行規則第9条。 ただし、第9条第2号については、次表の換算値により異なる区分の樹木で代替えすることができる。</p> <table border="1" data-bbox="371 1137 1032 1529"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>換算値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高さが1m未満の樹木</td> <td>25本で高木1本分</td> </tr> <tr> <td>高さが1m以上3m未満の樹木</td> <td>5本で高木1本分</td> </tr> <tr> <td>高さが3m以上の樹木（この表において「高木」という。）</td> <td>1本（基礎単位）</td> </tr> <tr> <td>高さ5m以上、目通り周30cm以上の樹木</td> <td>1本で高木2本分</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	換算値	高さが1m未満の樹木	25本で高木1本分	高さが1m以上3m未満の樹木	5本で高木1本分	高さが3m以上の樹木（この表において「高木」という。）	1本（基礎単位）	高さ5m以上、目通り周30cm以上の樹木	1本で高木2本分		
区 分	換算値												
高さが1m未満の樹木	25本で高木1本分												
高さが1m以上3m未満の樹木	5本で高木1本分												
高さが3m以上の樹木（この表において「高木」という。）	1本（基礎単位）												
高さ5m以上、目通り周30cm以上の樹木	1本で高木2本分												
<p>設定等区分</p>													

1 (2) 接道(第10条第4号)ア にあつては、駐車場の出入口が接する道路が墓地区域に接する部分すべてについても幅員4.5m以上に拡幅整備するよう努めること。(【例】1、2)

2 墓地区域が幅員4.5メートル未満の道路法(昭和27年法律第180号)による道路に接する場合にあつては、その接する部分に沿つて、当該道路の中心線からの水平距離が2.25メートル以上となる幅員を有する公共の用に有する空地を設け、道路状に整備を行うよう努めること。(【例】3)

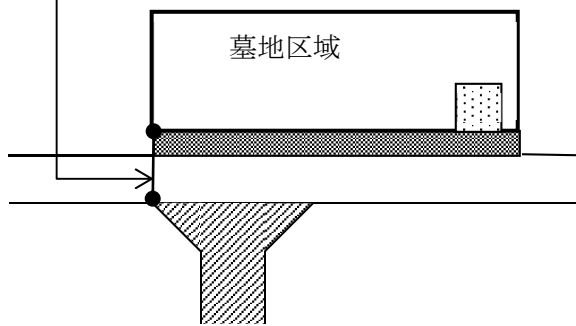
【例】

1



2

幅員4.5m以上確保



3



3 墓地に設置する管理事務所、納骨堂及び火葬場の建物は、当該墓地、納骨堂及び火葬場の経営者が自ら所有する建物であること。


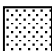

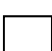

4 納骨堂とは、個別の納骨設備を参拝できる形態を有し、かつその高さがおおむね1.4メートル以上であるものとする。

【注 意】

都市計画法の開発許可が必要な墓地は、横浜市墓地等の経営の許可等に関する条例の基準に加えて、都市計画法及び「開発事業の調整等に関する条例」第3章の基準が適用されます。

備 考

【凡例】

-  墓地区域
-  駐車場
-  拡幅整備区間
-  幅員4.5m未満の道路法の道路\*
-  幅員4.5m以上の道路法の道路\*

(\* 道路法第3条第2号から第4号までに規定する道路)